

院内感染対策に関する取組事項

1 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。

当院は、感染防止対策を院内全体として取り組み、当院に関わる全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2 院内感染管理者の配置に関する基本的事項

院内感染管理者(院長)を配置した上で、感染防止に係る日常業務を行います。

3 院内感染に係わる職員に対する研修に関する基本的事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会・講習会を年2回以上行います。

4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」により報告の義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所へ報告します。

5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生または疑われる場合は、その状況及び患者への対応等を院内感染管理者に報告します。院内感染管理者は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図ります。また必要に応じ、通常時から協力関係にある地域の他医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本取組事項は院内に掲示し、患者さん及びご家族などから閲覧の求めがあった場合はこれに応じます。

7 その他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改定を行います。

令和5年11月1日

三友堂クリニック

院長 阿部秀樹